

代表者
檜垣
垣

行政視察報告書

令和 7 年 12 月 25 日

会派代表者 様

呉市議会議員

檜垣美良
亀井聡美
阪井昌行

次のとおり行政視察したので報告します。

1. 視察期日

令和 7 年 12 月 23 日 (火), 24 日 (水)

2. 調査項目

大阪府 寝屋川市
いじめ対策について

3. 参加議員

檜垣 美良, 亀井 聡美, 阪井 昌行

4. 随行者

なし

静岡県吉田町

■調査項目

いじめ対策について (監察課の取組)

・調査対応者

危機管理部 監察課 課長 吉田 隼人 様
危機管理部 監察課 係長 畠山 竜将 様

・調査期日

令和7年12月24日(水)午前9時30分～午前11時00分

・吉田町の概要（令和7年9月末現在）

人口： 223,860 人（令和7年4月1日現在）

世帯数： 113,549 世帯（令和7年4月1日現在）

・調査目的

いじめ対策についてはいじめ対策基本法が制定される以前から長年取り組まれてきた課題であるが、重大事態はなくなるという現状があることは事実である。子どもたちが安心して成長するためにはいじめを教育委員会だけの課題と捉えるのではなく、市長部局また子どもやその家庭を取り巻く社会で一体となって取り組むべきと考える。こども家庭庁が発足後、「こどもの権利」を守る取組として各自治体が教育委員会とは別の相談窓口や第三者機関を設置する自治体が増えている。寝屋川市はその中でも先進的な取組で令和元年度から寝屋川モデルとして市長部局直結の監察課という専門の部局を設置したことで注目されている。市長部局が教育委員会とともにいじめ対策のアプローチを行う取組は重要であると考え、今回は寝屋川市の取組モデルを学び、本市の取組へ反映したい。

・調査内容

【寝屋川市の説明】

□ 監察課設置の背景

市において重大事態のいじめなどのきっかけがあったわけではない。平時に冷静に取組を話し合うことができた。現市長の初当選後(平成31年4月)、子育て支援策として市長部局に「いじめ対策」を市独自で開始することを表明し、令和元年10月に市長部局危機管理部に監察課を設置した。しかし大前提として、市教委の取組が不十分であるとか、そういったことではなく、やはり教育委員会のみで対応が困難な事例が一定数あるのは事実であり、しっかりと対応したいという認識である。

□ 寝屋川市の学校・児童生徒数（令和6年5月時点）

区分	学校数	児童・生徒数
市立小学校	23校	9,917人
市立中学校	12校	5,007人

□ いじめ認知件数（件）

	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
市立小学校	89	100	124	211	241	300
市立中学校	83	69	59	126	190	254
合計	172	169	183	337	431	554

※令和6年度監察課の認知件数: 97件 (教育委員会457件) 計554件
 令和6年度のいじめ認知件数のうち約17.5%が監察課へ相談

□ 寝屋川市での教育的アプローチおよび行政的アプローチについて

・教育的アプローチ

【定義】 学校・教育委員会による通常のいじめ対応を教育的アプローチと定義

【目的】 教育的指導により人間関係を再構築

【対象】 いじめ被害側・加害側双方を大切な児童生徒として扱う

【メリット】 ◎多くのいじめ事案で対応可能

【デメリット】 △再構築を目的とするため長期化し、複雑化・重大化の可能性

△教師との関係性の問題は相談しにくい側面

【対応の根拠】 国が定める「いじめ防止対策推進法」や市教委の基本方針

・行政的アプローチ

【仕組】 市長部局の危機管理部に監察課を設置し、本市独自の対応

【目的】 子どもの人権問題として捉え、いじめ行為の即時停止・安全確保

【対象】 被害児童生徒・加害児童生徒の概念に基づき即時性重視で介入

【メリット】 ◎行為停止に特化し短期間で判断・解決が可能

◎第三者的立場で教職員との問題も相談しやすい

◎条例に基づき独自調査・是正勧告が可能

【デメリット】 △人間関係の再構築は対象外で難しい

【対応の根拠】 独自収集データと条例に基づく判断・対応

・2つのルート(教育的・行政的アプローチ)を“並走”させる意義としては下記
 のことが挙げられる

ダブルチェック	<ul style="list-style-type: none"> ◆第三者視点でいじめ対応の不備をチェック ◆第三者視点で事後の検証を実施
2つの選択肢を提示	<ul style="list-style-type: none"> ◆目的の違う2つのルートを提示することで、相談者(子ども・保護者)の望む形の解決を選択できる ◆別のルートを確保することで教職員等との問題にも対応が可能 (具体的には) <ul style="list-style-type: none"> ▪ 親しんだ先生・関係再構築を望む場合は教育的 ▪ とにかく行為停止を望む場合は行政的
役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ◆教職員の負担軽減 教職員の時間・労力・精神的負担を監察課が一部吸収 教員免許が必要な本来の業務へ資源を再配分できる ◆専門的な対応が可能 経験不足の教員を監察課が専門的に支援

→どちらか1つのルートのみを強化してもデメリットの解消にならない。

その結果が長年いじめ問題が繰り返されてきた原因のひとつと捉えている。
2つのルートを並走させ、相互補完することが重要である。

□ いじめ対応の「三権分立」(教育×行政×法的)

・法的アプローチ

【位置付け】教育的・行政的に加えた第3の方法

【内容】弁護士費用補助、警察への繋ぎ、民事(損害賠償)・刑事告訴の支援

【運用詳細】 弁護士は被害者が自ら選定、費用補助(※下記別途説明)あり。警察連携は原則本人が相談だが、ハードルが高い場合は監察課が事前調整。監察課が直接警察・裁判所へ進めるのではなく、弁護士経由が基本である。

【適用場面】 教育的/行政的でうまくいかない場合

行為停止後に被害の回復が必要な場合

【目的と課題】 責任追及・損害回復を目的とし、人間関係再構築は課題

【運用順序】 教育/行政から開始が原則だが、行政からの開始もある。法的アプローチは前段終了後または併行で後段に構える。

< 3段階アプローチのまとめ >

段階	主体	対象の概念	目的	課題
1 教育的	学校 教育委員会	教育・指導の対象としての児童	人間関係の再構築	長期間を要する解決
2 行政的	市役所 監察課	被害者・加害者の概念を用いた対応	事態の早期収拾	人間関係の再構築
3 法的	弁護士 警察 裁判所	法的手続きの当事者(原告・被告等)	責任の追及 損害の回復	人間関係の再構築

□ 監察課による攻めの情報収集

・月1回、市立全児童・生徒にいじめ通報促進チラシを配布している

➔ いじめの情報収集(早期発見) + いじめの抑止効果

令和6年度 監察課相談件数	186件
そのうちチラシによる相談	63件 ➔小学生からが多い

<いじめ通報促進チラシ>

求めます、あなたの情報！
何でも教えてください、あなたが感じる「いじめ」のことを！

あなた、あなたの友達
あなたの兄弟・姉妹が
「いじめ」にあっている...

送わずに、
手紙をください

市役所監察課が、直接あなたに話を聴きにいきます

いじめにかかわる者(あなた)へ 宛先を明記してください 姓 名 _____ 学校名 _____ 学校 _____ クラス _____ 年 _____ 組 _____ あなたへの連絡方法 (必ずおしえてください) 電話・家庭用携帯電話の番号() _____ 電話番号 _____ 住所(郵便番号) _____ 市町村 _____	いじめにかかわる者(あなた以外)へ 宛先を明記してください (学校・家庭・親戚) 氏名(フリガナ) _____ 住所(郵便番号) _____ 市町村 _____
---	---

警告 監察課は、いじめを絶対に許さない！
手紙を受けた時点で、動き出します！！

学校が休みの間にも、お手紙をいただいています。

学校が再開し、悩んでいることがあったり、
クラスメイトが悩んでいることはありませんか？
すぐに監察課は動きまわります。どんな小さなことでも
かまいませんので、お手紙をお待ちしています。

監察課はあなたの勇気に応えます！！
※このチラシは寝屋川市立の小中学校に通う皆さんに配っています

手紙の送り方

〒599-8501
寝屋川市本町一番一丁目
児童管理課 監察課 行

※寝屋川市HPより抜粋

□ 子どもたちをいじめから守るための条例

【目的】いじめが子どもたちの人権侵害に関する問題であることに鑑み、いじめゼロに向け、市長部局で新たな取組を行うべく、児童等の命と尊厳を守るため、いじめの防止に関し必要な事項を定める

- 【特徴】
- ・ 保護者および地域住民の責務の明示
 - ➡ いじめに関する情報提供を行う努力義務を負う
 - ・ 市長の権限の明示
 - ➡ いじめの防止の申し出があった際の必要な調査を行うことができる
- 学校その他の寝屋川市の機関に対し、以下の措置を講ずべきことを勧告できる

勧告内容	
① 児童等に対する見守り	④ 出席停止
② いじめ防止の環境整備	⑤ 学級替え
③ 訓告・別室指導その他の懲戒	⑥ 転校の相談及び支援 等

※寝屋川市いじめ被害者支援事業補助金

【目的】児童等の命と尊厳を守る者かいを実現することを目的とし、現にいじめを受けている児童等の保護者に対し、学校におけるいじめの解決を図るため補助金を交付する

【内容】事業は3種類

補助事業名	概要	補助基準額
弁護士費用等支援事業	いじめを解決するための弁護士への相談・委任にかかる費用(相談料、調停および示談交渉に要する費用等)	いじめ事案1件 当たり30万円
転校費用等支援事業	児童等の転校に要する費用 (1)転校先の学校が指定する制服、体操復党の物品購入費 (2)転校先の学校に通学するための交通費	いじめ事案1件 当たり15万円
いじめ被害者所有物に係る原状回復支援事業	被害を受けた物品の買替に要する購入費	いじめ事案1件 当たり1万円

過去の実績状況

- ・ 弁護士費用等支援事業：3件
- ・ 転校費用等支援事業：2件
- ・ いじめ被害者所有物に係る原状回復支援事業は実績なし

【質疑応答】

Q. 監察課の体制・稼働・認知状況

A. 令和7年度の体制でお応えすると

監察課9名(課長1、係長2、担当4、短時間勤務1、会計年度任用1)

法務担当(総務課)弁護士資格者2名(課長級1、係長1)連携は計11名

稼働についてはいじめ・防犯・庁内ハラスメント・公益通報・危機管理を担当しているが、月11~20数件の相談が継続的に発生している

認知・相談件数 186件(令和6年度)

(チラシ由来63件、メール/来庁19件、フリーダイヤル52件、いじめ通報アプリ17件、LINE相談1件、その他34件)

重大事態認知はこれまで1件

Q. 監察課に配属される職印は専門資格を有しているか

A. 必須ではなく、窓口対応など経験に基づく実務対応を行っている

Q. 攻めの情報収集(監察課)についての配布状況と保護者また市民への働きかけはどのように行っているか

A. 学校には生徒人数分+予備のみを配布。滞留は少ない見込み

保護者向けチラシは年2回配布している

市民向けへは民生委員(児童部門)の勉強会で情報周知を行うなどしている

Q. チラシ配布以外で学校でのアンケートはどのように行っているか

A. 年4回学校アンケートを実施し、いじめ通報促進チラシと併用している

- Q. 保護者や学校の現場の教員からの評価はいかがか
- A. 保護者からは第三者・監察者の介入により迅速な対応や第三者の立場で話し合いができる点が評価されている
- Q. 私立校でのいじめの対応についてはどのようなになっているか
- A. 私立については大阪府が所管
- Q. 認知件数等の詳細な分析は監察課がおこなっているかまた分析結果から見える情報について取組はどのようなになっているか
- A. 認知件数を学校別に確認すると濃淡はあると分析しており、学校により0～数十件と差がみられ、監察課で集計・傾向も把握している。しかし、直接的指導は慎重にしつつ、事案対応時に学校傾向を踏まえ支援するなど活用している。また校長会等での数値提示はハレーションを考慮しながら実施。全体への公開は見送っている
- Q. CAPプログラムの取組について開始時期と外部講師はどのような方に依頼しているか
- A. 平成13(2001)年頃から継続して実施。外部講師はNPO法人に依頼
小3は暴力から身を守る考え方。小6ではいじめに特化して実施している
- Q. 具体的な調査プロセスはどのようなになっているか
- A. 流れ：被害児童・保護者への聞き取りから開始し、加害側児童・保護者にも聞き取り。事実確認困難時は関係児童・学校教員からも情報収集
体制：課内ケース会議（担当者・係長・課長等約4名）で確認事項と対応方針を決定する
- Q. いじめ被害者支援事業補助金について、親の意向が先行してしまい、こどもの気持ちが置き去りになる懸念があるが、その点はいかがか
- A. 子どもの意見を最優先に対応し、子どもの気持ちが置き去りにならない運用に留意している
- Q. 具体的な予算（令和7年度）
- A. 監察課の予算としては 計806万4000円
 <内訳>
 いじめ通報促進チラシ等：約374万円（毎月配布、保護者用、封入・導入）
 いじめ防止対策推進事業：約432万円
 ーいじめのサイン（Webチェック） 6万円
 ーフリーダイヤル電話料 4万5千円
 ー暴力防止プログラム事業 330万6千円

【呉市での展開の可能性】

説明の冒頭、いじめ対策として市長部局に監察課を設置することについて教育委員会の取組を否定するものでは全くない、むしろ優れていると思っていると話されていたことが印象的であった。これは私たちも考えを同じくすることであるが、同時に学校や教員によって取組に濃淡があるのも事実である。そのため学校や教員に

相談した際に適切に対応してもらえなかったと保護者や児童生徒が感じた場合、その問題は解決されぬまま、重大事態へと進展してしまう危険性も孕んでいる。そのため、教育的アプローチを第一としながらも、並走して学校外に別の相談先を設けるなどの選択肢を創ることは重要であると考え、本市においても第三者的立場から相談を受け、調査できるような取組は導入すべきであると思う。しかし、その具体的方法については現在こども家庭庁も「学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の実証事業」を行っているが、今回の寝屋川市の方法も含め、本市においてどのような手法が適しているかは継続して調査が必要であると考えらる。

多くの取組のヒントがあったが、特に驚いたのはいじめ通報促進チラシの配布である。毎月1回、全児童生徒に配布しているとのことで「いじめ」はみんなで防いでいこうとする姿勢をしっかりと示すことができ、抑止効果にも繋がると考えた。さらには教員(学校)側も常にこのチラシが配られることで一定の緊張感もうまれるのではないかと思う。また令和6年度の監察課への186件の相談のうち約3割にあたる63件がこのチラシによる相談であったことも驚いた。監察課は行政アプローチとして教育現場とは異なる取組を行うという視点も重要だと感じた。また児童生徒へのCAP(Child Assault Prevention:心とからだを守る暴力防止のための予防教育)プログラムを監察課の予算から充当させ実施している点も市としていじめ問題にともに取り組んでいくという姿勢のみえるものであった。最後に条例についてであるが、呉市では「こども」を守るための独自の条例はみられない。その点も踏まえ、いじめ対策も含めたこどもの権利を守る取組をどのように行うべきか調査・研究を進め、学校外からもアプローチできる仕組みづくりを提案していければと思う。